第 章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

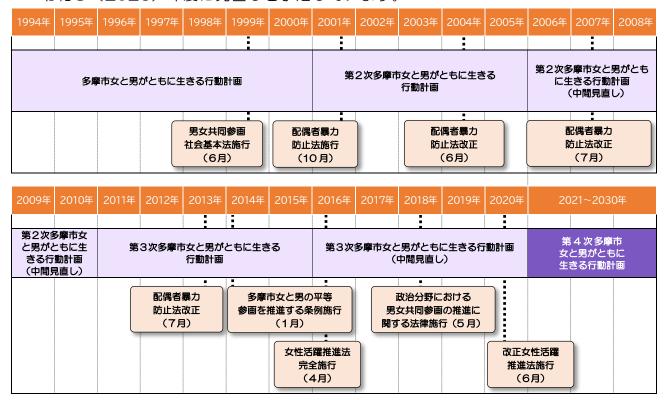
男女平等参画社会の実現をめざし、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第3条に掲げる6つの基本理念に基づき、男女平等参画を推進していきます。

- 1 個人としての尊重と社会的責任の分かち合い
- 2 固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行の解消
- 3 政策又は方針の立案及び決定に参画する機会の確保
- 4 家庭生活と仕事及び地域活動の両立
- 5 性別、性的指向及び性自認による差別、暴力の禁止
- 6 特に困難な状況にある人への配慮

2 計画の期間

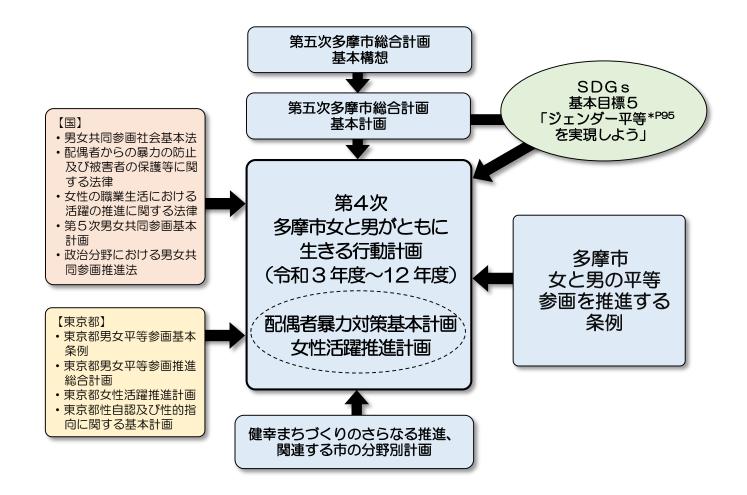
本計画の計画期間は令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

社会情勢の変化や市民意識の変化等に迅速に対応するため、計画の中間年である 令和8(2026)年度に見直しを予定しています。



3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第9条に基づく計画です。
- (2) 本計画は、「第五次多摩市総合計画基本構想」及びその実現のための「第五次多摩市総合計画基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、その他の関連する分野別の計画との整合を図ります。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (5) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (6) 本計画は、国の「男女共同参画基本計画」、東京都の「東京都男女平等参画 推進総合計画」を踏まえて策定します。
- (7) 本計画は、SDGsの目標の達成に向けた取組として対応します。



計画の基本目標と重点取組

本計画は、4つの基本目標を掲げるとともに、本計画期間の前期5年における重点 取組を6つ位置づけ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現

平成 26(2014)年1月1日に施行された「多摩市女と男の平等参画を推進する 条例」(以下、「条例」という。)の第1条では、「性別による差別的取扱いを含めた諸 問題に対応し、もってすべての人にとって、住みやすく暮らしやすい男女平等参画社 会を実現することを目的とします。」と規定しています。

また、条例第3条1項では、「すべての人が、個人として尊重され、性別並びに性 的指向及び性自認にかかわらず、個人の能力及び個性を発揮し、意欲及び希望に沿っ て、社会的責任を分かち合うこと。」、2項では「すべての人が、性別による差別的取 扱い並びに性的指向及び性自認による差別を受けることなく、固定的な性別役割分担 意識に基づく社会制度や慣行を解消されること。」、6項では「すべての人が、性別に よる差別的取扱い並びに性的指向及び性自認による差別を含む諸問題について、特に 困難な状況にある人への配慮をすること。」を基本理念として規定しています。

条例の目的や基本理念を達成するためには、性別にかかわらず依然として存在して いる固定的性別役割分担意識や性差、性的指向及び性自認(SOGI)を含めたジェン ダーに関する無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス) や慣行を解消し、市民一 人ひとりのジェンダー平等意識を醸成していく必要があります。

『性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現』を達成するために、「多摩 市女と男の平等参画を推進する条例」が広く市民や事業者等に定着するよう意識啓発 や情報提供を進めるとともに、ひとり親家庭や高齢者、障がい者、生活困窮者、ひき こもり世帯、外国人、性的指向及び性自認(SOGI)に関する課題を抱えている当 事者など、様々な理由で困難な状況に置かれている方に対する具体的な支援を行って いきます。

重点取組

【基本目標1ー課題2ー施策(3)】

性的指向・性自認(SOGI)に関する課題を抱えている当事者等への 支援

基本目標2

ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における 女性の活躍の推進

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」(以下、「条例」という。)第3条3項では、「すべての人が、社会の対等な構成員として、政策又は方針の立案及び決定に参画する機会を確保されること。」、4項では、「すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。」を基本理念として規定しています。

令和 2 (2020) 年 1 月に実施した市民意識及び実態調査の結果では、社会における多くの場面で男性が優遇されているという意識が根強く残っていることが見受けられます。

特に高度経済成長期に形成されたいわゆる「男性中心型労働慣行」(長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム)は、男性の家事や子育て・介護への参画を妨げ、また、女性の能力や個性を十分に発揮できない背景となっています。

女性活躍推進に向けては、男性の家事や子育て・介護へのかかわりや、地域活動への参画を促進し、現状における男女の参画状況の大きな差を縮小する必要があります。

一方、令和2(2020)年当初より始まった新型コロナウイルスの感染拡大が契機となり、テレワークが急速に普及し、フレックスタイム制や時短勤務なども含む、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性がもたらされました。このことは、男性の家事や子育て・介護への参画を促す好機と捉えることができます。仕事とプライベートは人生を充実させるための大切な要素であり、双方を統合させて生活の質を向上させようとする「ワーク・ライフ・インテグレーション(統合)」という概念も広まり始めています。

また、近年、日本各地で頻発している激甚災害が今後本市でも発生することを想定し、条例第17条で規定しているとおり、「男女平等参画推進社会の視点に立った災害に強いまちづくり」を進めていくことも必要です。

『ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進』の達成に向けて、男性の家庭や地域活動への参画促進、女性の政策・方針決定の場や地域活動・防災対策の場における参画促進のための意識啓発や情報提供を行っていきます。また、働きたい人全てが、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、特に女性の就労・再就職や起業に向けた支援などの取組を進めていきます。

なお、本基本目標に含まれる施策を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(令和元(2019)年6月5日改正)第6条第2項に基づく多摩市における「女性活躍推進計画」として新たに位置づけます。

重点取組

【基本目標2-課題1-施策(1)】

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識啓発と情報提供 【基本目標2-課題3-施策(2)】

男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進

基本目標3 人権尊重とあらゆる暴力の根絶

配偶者や交際相手からの暴力(DV・デートDV)や性に関するハラスメント、ス トーカー行為、性暴力・性犯罪等のあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な 人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を著しく侵害するものです。

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」(以下、「条例」という。)第3条5項 では、「すべての人が、性別による差別的取扱い、性的指向及び性自認による差別並 びに性別に起因する暴力を決してしてはならないこと。」を基本理念の一つとして規 定しています。また、第7条においても性別や性的指向及び性自認による差別や暴力 の禁止を規定しています。

しかし、令和2(2020)年度の全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談 件数は、10万件を超える高水準で推移しており、また、DV の被害者は女性の約3 人に 1 人、男性の約5人に1人となっています。さらに、性暴力やセクシュアル・ハ ラスメントなどの性被害は、被害者の心身に長期に渡り深刻な影響を及ぼすものであ り、近年では若年層をターゲットにしたソーシャル・ネットワーキング・サービス(S NS)を利用した被害の増加が深刻な社会問題となっています。

『人権の尊重とあらゆる暴力の根絶』の達成に向けて意識啓発と情報提供を継続的 に行うとともに、DV等の被害を早期に発見し、被害者の安全の確保及び自立に向け た切れ目のない支援を関係各課や関係機関と連携して行っていきます。

なお、本基本目標に含まれる施策の一部を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護等に関する法律(平成26(2014)年1月改定)」第2条の3第3項に基づく、 多摩市における「配偶者暴力対策基本計画」として現行計画から継続して位置づけま す。

また、条例第16条では、「個人がそれぞれの性を理解し、及び尊重するとともに、 女性と男性が対等な関係において性に関する適切な自己決定ができるよう、必要な支 援を行うものとします。」と規定しています。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の考え方 が市民や事業者に広がるように意識啓発や情報提供を行っていくとともに、女性特有 の体の変化に応じた健康支援や、誰もが生涯を通じてこころとからだの健康づくりに 取り組めるよう、適切な情報提供や相談窓口の充実などに努めます。

重点取組

【基本目標3-課題1-施策(1)】

暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

【基本目標3-課題2-施策(1)】

セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力の防止のための 意識啓発と情報提供

基本目標4 男女平等参画社会の実現に向けた総合的な計画の推進

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」(以下、「条例」という。) 第9条1項 では、「市は、男女平等参画社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進する ための行動計画を策定しなければなりません。」と規定しています。

本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、関係各課の横断的な調整機能や推 進体制の充実を図ることが必要です。

また、本市における男女平等参画を推進する拠点施設である「TAMA 女性センタ ー」の機能充実と認知度向上に向けた周知を進めるとともに、TAMA 女性センター 市民運営委員会や登録団体等と協働・連携しながら男女平等参画社会の実現をめざし て総合的に取組を推進していきます。

重点取組

【基本目標4-課題2-施策(1)】

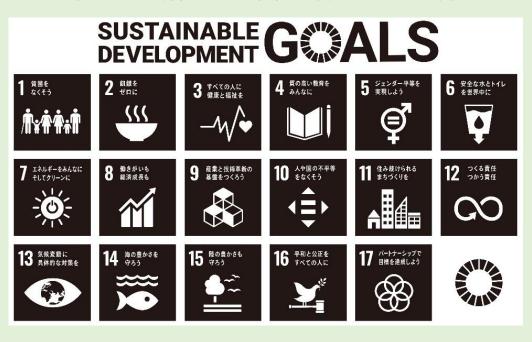
TAMA女性センターの充実

SDGs(持続可能な開発目標)との関わり

本計画は、平成 27(2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の17の目標のうち、以下の目標の達成に向けた取組に関連するものとして対応します。



《SDGs(持続可能な開発目標)の17の目標》



基本目標

1 家庭・学校・地域等における 基本目標 ジェンダー平等意識の醸成 性別にとらわれない 誰もが暮らしやすい 困難な状況に置かれている方へ まちの実現 の支援 第 多摩市女性活躍推進計画 4 1 ワーク・ライフ・バランス (仕事 次 と生活の調和)の推進 多 2 政策・方針決定過程における 摩 女性の参画促進 基本目標 2 市 ワーク・ライフ・バラン 女 地域活動・防災対策における スとあらゆる分野にお 女性の参画促進 لح ける女性の活躍の推進 男 働く場での女性の活躍推進 が لح 多摩市第2次配偶者暴力対策基本計画 も 配偶者等からの暴力の防止と 1 被害者への支援 生 基本目標 3 き 2 性に関するハラスメントや 人権尊重とあらゆる る ストーカー行為、性暴力等の防止 暴力の根絶 行 動 3 生涯を通じた健康支援 計 画 基本目標 4_ 庁内推進体制の充実 1 男女平等参画社会の 実現に向けた総合的な 計画の推進 2 TAMA女性センターの運営

課

題

施策

| (1)「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」の定着の推進 (2)男女平等参画推進のための意識啓発と情報提供 (3)多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供 (4)市役所における男女平等参画の推進 |
|--|
| (1) ひとり親家庭への支援 (2) 高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援 (3) 性的指向・性自認(SOGI)に関する課題を抱えている当事者等への支援 【重点取組】 |
| (1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の意識啓発と情報提供【重点取組】 (2) 男女で担う家事・子育て・介護の促進 (3) 市内事業者への意識啓発と情報提供 (4) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 |
| (1)市の附属機関等委員への女性の積極的な参画促進 (2)市職員の女性活躍推進 |
| (1)地域・市民活動における女性リーダーの育成の促進 (2)男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進【重点取組】 |
| (1)女性の就労・再就職・キャリア形成支援 (2)市内事業所における女性活躍推進 |
| (1)暴力防止に向けた意識啓発と情報提供【重点取組】 (2)暴力の未然防止と早期発見 (3)被害者の安全確保に向けた体制の充実 (4)被害者の自立支援に向けた体制の充実 (5)相談窓口の充実 (6)関係機関との連携強化 |
| (1) セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力の防止のための意識啓発と情報提供 【重点取組】 (2)性的指向・性自認(SOGI)に関するハラスメントの防止のための意識啓発と 情報提供 |
| (1) ジェンダーや年代に応じた健康支援の充実 (2)「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康を守る権利)」に関する 意識啓発と情報提供 (3) こころとからだの健康づくりに関する支援 |
| (1)「多摩市女と男がともに生きる行動計画」の推進・進行管理 「(2)国や都、他自治体、関係機関との連携や情報交換 |
| (1) TAMA女性センターの充実【重点取組】 (2) 市民参画による男女平等参画の推進 |